

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番小川議員の一般質問を終わります。

次に6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

おはようございます。

質問と少しかけ離れますが、初めに東北関東の豪雨によりまして災害を受けられ、亡くなられた方、或いは被災された皆さん方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

自然災害が大変な災害をもたらす、改めて感じさせて頂きました。また救助活動に携わっておられる方々に心から感謝を申し上げたいと思います。

私はこの9月議会で2つの質問をさせていただきます。

「介護者の緊急事態への対応について」、もう1点は「高齢者福祉タクシー制度などの拡充について」であります。

初めに、介護者の緊急事態への対応ということでご質問をさせていただきます。

介護保険法や、障害者自立支援法の一般的な流れとして高齢者や障害者は、施設から地域、家族などの介護により、生活できるような方向性への対応となっていると認識をいたしております。

こうした中、国の施策は、入所施設については、その増床を見送る方向性となり、その受け皿として、グループホームによる生活も含め、地域で生活ができるよう推進がなされていると伺っております。

家族介護により生活をすると、一言で言ってしまうえば簡単な事かもしれません。

ある程度、早い時期に介護者に用事があり、どうしても介護ができない時は、短期入所により対応が可能なのかもしれませんが。

一方、介護者が緊急に入院などとなれば、右往左往することになっているのではないかと、想像するものです。

そこで、短期入所施設などの現状についてお尋ねいたします。

近隣の地域における、短期入所施設は、どの程度あるのですか。

短期入所施設は、年齢に制限を設けていますか。

2つ目、家族介護をなさっている世帯数、また、障害児の方と生活をなさっている世帯数は、わかりますか。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員の「介護者の緊急事態への対応」についてのご質問にお答えをしてみたいです。

ご質問の1点目、「近隣の地域における、短期入所施設は、どの程度あるのか。」ですが、9月現在、多度津町内に介護保険制度に係る介護保険施設が3箇所あり、それぞれが短期入所用ベッドを保有しております。

総ベッド数は、19床ですが、桃陵苑が来年3月に増改築工事を完了いたしますと13床増床となり、32床となります。

近隣では、善通寺市内に5施設65床、丸亀市内に13施設200床あります。

利用するには、要介護認定が必要ですが、要支援1の方から利用することができます。

次に障害者が利用できる短期入所施設は、町内にはございません。

近隣では、丸亀市内に4施設、三豊市内に2施設ありますがベッド数は、10床にも足りない状況であります。

制度上の年齢制限はなく、障害の程度が一定以上であれば利用可能となっておりますが、施設によっては、子供のみであるとか身体障害者のみといった年齢や障害の種類で受入を制限しているところもあります。

ご質問の2点目、「家族介護をなさっている世帯数、また、障害児の方と生活をなさっている世帯数について」ですが、家族介護をなさっている世帯数については、正確には把握しておりませんが平成27年7月末現在で、要介護状態で家庭において家族の介護を受けておられる高齢者の実人数は、約550人であります。

また、障害児の方と生活されている世帯数も把握しておりませんが27年8月末現在、障害者手帳所持者数は、20歳以上1,185人、19歳以下52人です。

このうちグループホームや施設で生活されている方は、33人で全員20歳以上の方です。

このことから19歳以下の障害児の52人の方は、家庭でご家族等の介護により生活されていると思われまます。

以上で、村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議員（村岡 清邦）

ただいまご答弁をいただきまして、細分をして質問をさせていただきたいと思ひます。

初めに短期入所施設は介護が難しいことが1ヵ月前に例えば分かった時には、予定する施設に事前に予約することになるのでしょうか。

それは今お聞きをしました高齢者は300床余り、障害者は10床に満たない、こういう状況でありますから、要認定の資格を持っている方が、家族が1ヵ月前に要件が出来た、そんな時には予約することができますか、お尋ねをいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

1ヵ月前に状況が分かって短期入所施設に予約ができるかというご質問ですが、本来短期入所施設の事業の目的でありますことに関しましては目的に対して100%、1ヵ月前に予約があれば利用が可能であるというふうに本来の目的はそういうことでなければならぬんですが、現実的には100%ということにはなっておりません。

と申しますのは、介護保険施設の短期入所の施設の中には長期で利用されている方の存在があり、また定期的に利用されている方の存在がありますので、ベッド数がそのために使用されておりますので、1ヵ月前に予約というふうな形になった時に、この施設でなければいけないというふうな限局、またこの日からこの日まで利用の期間、長期になりますと中々難しい部分がございます。ケアマネジャーがいろいろな施設を探して利用者さんの希望に沿えるようにはしております。

だいたい8割方ではないかなというふうに思っております。

どこでもよいというふうなことであれば探しやすいかなというふうに思っております。

障害者の方の短期入所につきましては、非常にベッド数も少ない状況でございます。

中には少ないベッド数を緊急の場合に優先的ににおいておくという施設もあるようでございます。

1ヵ月前の予約これも施設の特定、また長期の期間というふうなことにはなかなか難しい状況がありますが、事業所の方へ申し込んで了解を得れば利用可能というような、非常に苦しいご回答をさせていただきますが、以上で答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいまお答えをいただきまして、1ヵ月前に予約をできるか、こういうことにつきましては100%可能だということとはなかなか厳しい現状のようでありまして、短期入所のことについても緊急な時のことについても今お話がありましたので、このことについてもすぐ対応が可能かと言え、なかなか難しい状況なのかなあということが推測をされます。

そういうことでこの件につきましては、また総括の質問要望の中で進めさせて頂きたいと思っておりますが、短期入所の部分についても1ヵ月前がかなり厳しい状況にあるということをお察しますとそれも難しいのかなという状況でなかろうかと思っております。

質問の小さい項目の2項目ですが、家族介護をなさっている方の世帯数は550名ほど、或いは障害者の方と生活をしている方は52人というふうにお聞きをい

たしました。

これらの世帯の方が短期入所施設を利用した件数というのは分かりますでしょうか。

よろしく申し上げます。

福祉保健課長（藤原 安江）

家族介護で短期入所施設を利用した方の件数というご質問ですが、介護保険施設の場合、1ヵ月の利用実績は大体60人から70の方が利用しておられるようです。

利用延べ日数は520日から550日程度、4人ぐらいの方が1ヶ月間ずっとおいでるような多度津町には状況にあります。

4の方が30日使って120日はその方たちが使っているような状況にあります。また障害者関係の事業所の利用につきましては昨年度20人前後の方が県内6カ所の施設を利用されました。

延べ日数は480日程度というふうに記憶をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

今お聞きをしました、かなり多くの方が短期入所の施設を利用なさっているということを今確認をさせて、改めてこの短期入所施設の重要度というのは非常に多く利用のニーズがあるのかということをお聞きさせていただきました。

これらの方々が利用する場合に、ある一定程度の期間があつての申込だと理解をいたしておりますが、緊急により施設利用したというような件数はあつたのでしょうか、質問いたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

緊急時に利用した件数はということですが、介護保険の場合正確な数は把握しておりませんが、今年になりましてどうしても利用をしなければいけない、困った、ということでケアマネージャーが本課の方に相談に来られたケースは2件ほどあります。

それにつきましては町内の施設でお受けいただいて利用したケースがありません。

障害者関係の方は緊急の場合の件数につきましては把握しておりません。

議員（村岡 清邦）

障害児の緊急の部分についてはなかなか把握がしがたいという部分の今お話がありました。

それはですねやっぱり制度のことが、あまり理解がなされてない、こんなこともその一因ではなからうかなと思ったりもします。

そうしたことで短期入所施設の入所の利用の仕方等についての啓蒙等につい

でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

聞くとおころによりますとそれぞれの施設運営の係から短期入所の空き枠というのは余裕を持った対応というのはなかなか難しいというお話を聞いたことがあります。

裏を返しますと、緊急時の対応はまだまだ整備が出来上がっていない状況なのかなというふうにも考えたりします。

例えば近隣の行政間で財政のことも含め、運営について検討を進めるということも必要なことではないでしょうか。

答弁をお願ひ致します。

福祉保健課長（藤原 安江）

施設増の必要性というのは十分検討をしていきたいと思ひます。

今後介護保険施設事業計画の中でも短期入所等そういうふうな対応が、緊急時に対応ができるようなことにつきましても考えていかないといけないと思っております。

また近隣の市町の情報も密にとりまして、利用者さんが緊急時にも対応できるように利用できるように努めてまいりたいと思っております。

議員（村岡 清邦）

困った時に助けていただける、このことが大変福祉制度の中では重要なことではないかなというふうに思っております。

今後近隣施設の間でいくつかの枠を確保していただくなどの手法も協議検討進めていただくよう要望させていただきたいと思ひます。

次に2点目のご質問でございますが、「高齢者福祉タクシー制度などの拡充について」のことについて質問をさせていただきます。

この事業は、現在、多度津町高齢者福祉タクシー事業実施要項に基づき推進がなされております。

その目的は、「多度津町に居住する高齢者に対し、福祉タクシー利用券を交付することによって、高齢者の交通手段を確保し、外出の機会を増やすとともに、経済的負担の軽減を図り、持って福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。

平成26年度から始まり、多くの方々に利用をいただいていることと思ひます。最近、この利用券の金額を増やしてほしい、とか、回数をもう少し、という声を聞きます。

現在進められている、プレミアム商品券の影響かもしれません。

一度に買い置きするのではなく、買い物をする機会を増やし、こまめに買い物ができればと考えていることで、こうした声が聞こえてくるのだと思っております。

街に出れば、知り合いとの会話も弾み、元気もいただけるのでしょう。

この要綱の目的にかなっていると思います。

一方、障害児の方と生活をなさっている方の、困っていることの上位は、「送迎の手助けがあれば助かる。」「パートの仕事をしているので、時間的に大変。」との声をお聞きします。

平常時は、家族などの送迎により、移動をすることとなりますが、緊急時にはどうしても、タクシーを利用し目的地までの送迎をお願いすることもあります。

こうした緊急時の対応についても、何かの制度が必要ではないかと考えます。少し、関係のない話かとは思いますが、タクシー利用の助成のことには通じますので、含めて質問をいたします。

初めに、高齢者福祉タクシー制度の現状について、お尋ねいたします。

平成27年度は、年度途中ですので、近いところでの数値となるものと思いますが、26年度、27年度のタクシー利用券の申請件数、利用者数、利用金額はどのようになっていますか。

事業開始から、まだ2年ということで、少し、早いかもしれませんが、見直しについては、考えていませんか

また、障害児の緊急移動時における助成については、どうお考えでしょうか、ご質問をいたします。

福祉保健課長（藤原 安江）

村岡議員の「高齢者福祉タクシー制度などの拡充」についてのご質問にお答えいたします。

高齢者福祉タクシー事業は、高齢者の閉じこもりを予防するため、経済的な負担の軽減を図り、外出の機会を増やしていただくために平成26年6月から、開始した事業であります。

事業内容としましては、500円のタクシーチケット10枚綴り5,000円分を80歳以上の希望者に交付し、タクシー利用時に1枚ずつ使用し、超過料金は、自己負担していただくものです。

ご質問の1点目、26年度、27年度のタクシー利用券の申請件数、利用者数、利用金額についてですが、最初に申請件数は、26年度末は、対象者2,364人中1,294人の申請があり、申請率は55.4%となっており、27年度7月末現在では、対象者2,385人中1,293人の申請があり、申請率は、54.2%であります。

次に利用者数ですが利用チケット枚数でお答えさせていただきます。

26年度末は、5,694枚で利用率は44%、月平均569枚の利用でありました。

27年度7月末4カ月分でございますが、利用枚数は、3,384枚で利用率は、26.2%で、月平均にしますと846枚の利用となります。

最後に利用金額であります。26年度末で284万7,000円、  
交付者1名当たり利用金額にしますと平均2,200円となります。  
平成27年7月末の利用金額は、169万2,000円で交付者1名当たり利用金額平均と  
しましては、1,300円となります。

次にご質問の2点目、「事業の見直しについてと障害児の緊急移動時における  
助成について」ですが、高齢者福祉タクシー事業の申請率は、5割強であり、  
利用率となりますとまたその半分という現状であります。

高齢者からの要望として、1回の乗車時に利用できるチケット枚数の増加を望  
む声もあり、今後申請率、利用率の促進のため、1回の乗車時の利用枚数の増  
加また、交付枚数の増加など検討してまいりたいと考えております。

次に障害者・障害児の緊急時の移動における助成であります。緊急時の移動を  
支援するサービスとしましては、移動支援事業がありますが利用料助成は、行  
っておりません。

この移動支援事業を実施している事業者の中には、タクシーを所有している事  
業者もありますが、タクシー利用にかかる料金は、利用者に実費負担をお願い  
しているところでございます。

今後これにつきましても検討をしてまいりたいと考えております。

以上で、村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきますので、ご理解を  
よろしくお願いいたします。

議員（村岡 清邦）

ただいまご答弁をいただきまして大いに踏み込んだような答弁をいただき  
まして誠にありがとうございます。

当初予定をしておりました金額と比較するとかなり見込み数を割っている  
というような状況にみられるということから、見直しを検討進めていくとい  
うことでご答弁をいただきました。

また今回議会にも報告されております監査委員さんからの指摘もあつたよ  
うでございます。

そうしたことに向けて早速に検討を進めていくという迅速な対応をしてい  
ただいておりますことに敬意を表したいと思います。

このことがよりよい方向に繋がっていくことを、期待をいたしておりますし、  
障害児の緊急移動の部分につきまして現在移動支援の部分につきましては、助  
成制度というのはないですよというような答弁もいただきました。

障害児と一緒に生活をなさっている家庭の方の経済的な負担を軽減するとい  
う意味から一般的なタクシーの利用をしたときに制度上は移動支援とい  
うような制度はあるんだろうとは思いますが、一般的なタクシーの利用をした場  
合においてその福祉タクシー制度というような関係と似かよった関係の中で

対応の中で進めていただければ大変ありがたいのかなと思ったりします。  
障害児の緊急時の対応については私もどの程度その利用のニーズがあるのか  
については、把握もしておりませんが予算額等ぜひ今後検討していただきます  
ように要望をして私の質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。